

2017年 8月 28日

文部科学大臣 林 芳正 殿

要 望 書

日本共産党滋賀県委員会 委員長 石黒 良治
日本共産党滋賀県地方議員団 団長 節木三千代

政府におかれましては、国民の暮らしと福祉を守るために、ご努力いただいていることに敬意を表します。下記の内容について、ぜひ実現していただきませうよう強く要望します。

記

1. 特別支援学校（滋賀では養護学校）の児童生徒が急増し、施設も職員も大幅に不足している。その大きな要因は国の設置基準が示されず「設置者の裁量」としていることが問題解決を遅らせ、より困難な状況になっている。よって、国の設置基準を策定するとともに実態に即して学ぶ環境が整備されるよう政府からも指導されたい。

※この問題は、全国的課題であり、滋賀県は全国のなかでも児童生徒急増地域。いずれの学校も、開設時の定員数の数倍になっており、それらに対応するためにとりあえず継ぎ足しの教室棟、廊下で授業をせざるを得ない状況です。また普通学校に「養護学校の分教室」を設けるなどで対応していますが、いずれも根本的な解決にはなっていません。障害をもつ子どもたちも等しく学ぶ環境を整備することは、国や自治体の責任です。早期に改善策を講じていただきますようお願いいたします。「設置者の責任」ではなく、「国の設置基準」が示されていないことが、問題の解決を遅らせていることは明らかです。

2. 特別支援を要する児童生徒のうち、医療的ケアが必要な子どもたちの通学は保護者の責任となっている現状を抜本的にあらため、すべての子どもたちが学ぶ権利が保障されるよう、通学支援については保護者負担にするのではなく、設置者の責任で対応するよう政府から指導していただきたい。

※この問題も懸案事項であり、再三要望している。全国的な課題でもあり、政府の対応が課題解決の大きなポイントになることは明らかです。滋賀県内の養護学校には、

医療的ケアが必要な児童生徒が126人います。そのうち54人は、保護者が毎日送迎しなければ、学ぶ権利が保障されないのが実態です。自宅から往復2回、遠距離の場合、毎日100キロ以上送迎しなければならない現状がある。滋賀県ではこの間、福祉的対応として、市町と連携して「実証研究」を行ってきましたが、本来は教育基本法にもとづく通学保障。政府から県に対して指導するとともに、医療的ケアが必要な子どもたちの通学保障を確立するための手立てを強く要望します。

3. 養護学校の寄宿舎を存続し入所希望者が全員入所できるよう設置者の県を指導していただきたい。

※滋賀県立野洲養護学校は、寄宿舎を併設していますが、希望者にとっては狭き門。部屋が空いているのに、県は入所を認めない状況があります。

4. 学校給食費の負担軽減・無償化にふみきる地方自治体が広がっている。そもそも学校給食が学校教育の一環として実施しているものならば、義務教育無償の原則から学校給食費は全額無償にするべきではないか。子どもの貧困が深刻だけに自治体の施策として広がるのは当然。その際、学校給食法令の「食材費及び水道光熱費は原則として保護者負担」という規定は、あくまでも経費の負担関係を明らかにしたもので、設置者が保護者にかわって学校給食費を負担することを禁止する趣旨ではない、ということだという理解でよいか。

5. 人口減少の自治体で小学校・中学校の統廃合・再編計画が示されているが、そこでしめされている「適正規模」は、教育的観点がない。根拠のない「適正規模」の名のもとで、強引な統廃合計画がすすめられることのないように指導されたい。

※国が示す基準は、あくまで「標準規模」。その標準規模以下の学校施設は、学校の存立ができないかの如くの指導はやめ、どんな地域であっても、すべての子どもたちが生き生きと学べる学校教育施設整備を急ぐべき。

6. 国の天然記念物に指定されている湖南省のウツクシマツが松枯れで深刻な事態になっている。ウツクシマツは、アカマツの一種であり、この地しか自生していない。かつて約400本あったが今は150本程度になっている。苗木を移植して保存対策に取り組んでいるが、専門の樹木医による保存対策が求められている。国の積極的な指導を要望する。同時に、ウツクシマツを国の特別天然記念物に指定して保存できないか。

以上